

デイケアセンターみると 通所介護及び介護予防通所介護サービス
重要事項説明書

1 事業の目的

医療法人博溟会が開設する指定通所介護事業所「デイケアセンターみると」（以下「事業所」という）が行う通所介護事業及び介護予防通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所介護及び介護予防通所介護（以下「通所介護等サービス」という）を提供することを目的とする。

2 運営の方針

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話：048-625-1321

担 当：磯部久里子 ・ 玉井直也

* ご不明な点は、ご遠慮なくお問い合わせください。

4 概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名称	医療法人博溟会 デイケアセンターみると 通所介護及び介護予防通所介護サービス
所在地	埼玉県さいたま市西区西遊馬1258
介護保険指定番号	1170300964
サービスを提供する対象地域	さいたま市、上尾市、川越市

上記地域以外の方でもご相談ください。

(2) 職員体制 令和6年1月現在

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名(専従)		管理者	1名
生活相談員	介護福祉士 介護福祉士	1名(専従) 2名(兼務)		生活相談員	3名
機能訓練指導員	看護師	1名(専従) 1名(兼務)	3名(兼務)	機能訓練 及び看護	5名
介護 看護 職員	正看護師	1名(専従) 1名(兼務)	3名(兼務)	看護	5名
	准看護師	0名	1名(兼務)	看護	1名
	介護福祉士	1名(専従) 2名(兼務)	6名(兼務)	介護	9名
	ヘルパー2級以上	4名(専従)	4名(兼務)	介護	8名

(3) 従業者の職務内容

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供に当たるものとする。

2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

3 看護師 1名以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

4 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

5 介護職員 8名以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

6 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(4) 設備概要

定員	50名	静養室	1室
食堂および活動室	150㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽・リフト付浴槽	送迎車	6台

(5) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分（サービス提供時間 午前9時から午後4時30分）

(6) 定休日

日曜日、年末年始

5 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護計画」及び「介護予防通所介護サービス計画」を作成し、次のようなサービスを提供します。

- (1) 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
送迎エリア外利用者はご相談ください。
- (2) 食事：栄養士が作成する献立を料理。口腔機能に合わせた食事形態で提供します。治療食が必要な場合はご相談ください。
- (3) 入浴：利用者の状態に合せ介助浴等を提供します。
- (4) 機能訓練：介護計画に沿って、機能訓練室等において機能低下を防ぎ日常生活に必要な基本動作訓練を行います。
- (5) 趣味活動：利用者の希望に沿って諸活動を行います。
- (6) 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当のケアマネージャーにご相談下さい。その後、相談員がご説明に伺います。

(2) サービスの終了

- ① 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変や急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。
- ② 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ③ 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (ア) 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - (イ) 事業者が守秘義務に違反した場合
 - (ウ) 事業者が利用者や家族などに対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (エ) 事業者が破産した場合
- ④ 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (ア) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
 - (イ) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院若しくは病気などにより、3ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

(ウ)利用者又はその家族等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

⑤ 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(ア)利用者が介護保険施設に入所した場合

(イ)利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

(ウ)利用者が死亡した場合

(3) 利用料

【別紙】参照

7 当事業所の通所介護の特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
時間延長の可否	有	
職員への研修の実施	有	年1回以上実施している。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎について：到着前にお電話します。交通事情等により、予定の送迎時間と異なる場合があります。
- ・体 調 確 認：送迎時や、事業所に到着したときに利用者の体調等の確認をします。高熱等の体調不良によりサービスをご利用できない場合があります。
- ・サービスの中止：利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。【別紙】参照
- ・食事のキャンセル：食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ・利 用 の 変 更：利用曜日や時間帯についての変更を希望される方は、ご遠慮なくご相談ください。ただし、定員等の都合により、ご希望に添えない場合もあります。
- ・設備、器具の利用：当事業所の設備、器具のうち利用や、貸出し可能のものもありますので、ご相談ください。
- ・そ の 他：病気や薬の関係で飲食の制限を受けている方がいらっしゃいます。利用中に誤嚥等の危険も考えられますので、飲食物（飴・ガム等含む）の持ち込み、やりとりは禁止しております。その他物品のやりとりも、他利用者トラブルになる懸念がある為、禁止させていただきます。また、現金（財布）、高価な時計・装飾品等について、紛失等の責任は負いかねますので、自己管理の難しい方はお持ちにならないようお願いいたします。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先 電話番号	
ご家族	氏名	
	連絡先 電話番号	

9 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に何らかの事故が発生した場合は、直ちに主治医・親族に連絡し、治療が必要な場合は、救急隊・管理者に連絡し、経過及び結果を市区町村に報告します。又、損害賠償が発生した時には速やかに対応します。

10 非常災害対策

- ・防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

11 サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当までお申し込みください。

担 当 磯部久里子 ・ 玉井直也

電 話 048-625-1321 FAX 048-625-1260

受付時間 午前8時30分～午後5時30分（月曜日～土曜日）

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に相談、苦情を伝えることができます。

さいたま市西区	高齢介護課	電話	048-620-2668(直通)
さいたま市北区	高齢介護課	電話	048-669-6068(直通)
さいたま市桜区	高齢介護課	電話	048-856-6178(直通)
さいたま市中央区	高齢介護課	電話	048-840-6068(直通)
さいたま市大宮区	高齢介護課	電話	048-646-3068(直通)
さいたま市見沼区	高齢介護課	電話	048-681-6068(直通)
さいたま市浦和区	高齢介護課	電話	048-829-6153(直通)
さいたま市南区	高齢介護課	電話	048-844-7178(直通)
さいたま市緑区	高齢介護課	電話	048-712-1178(直通)
さいたま市岩槻区	高齢介護課	電話	048-790-0169(直通)
さいたま市役所	介護保険課	電話	048-829-1265(直通)
上尾市役所	高齢介護課	電話	048-775-5126(直通)

川越市役所 介護保険課 電話 049-224-5817(直通)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 048-824-2568

1.2 事業所の概要

法人名称	医療法人 博溟会
代表者	理事長 湯澤 俊
法人本部所在地	〒331-0061 埼玉県さいたま市西区西遊馬1260-1
電話番号	048-624-3974
法人設立	平成5年8月13日
施設等(種別)	
	湯澤医院(診療所) 訪問リハビリテーション(訪問リハビリ)
	指定居宅介護支援事業所 くるみ(居宅介護支援事業所)
	指定居宅介護支援事業所 プライエボーリくるみ(居宅介護支援事業所)
	指定居宅介護支援事業所 ルサンク湯澤(居宅介護支援事業所)
	指定通所介護事業所 デイケアセンターみると(通所介護事業所)
	指定通所介護事業所 デイホームまみや(通所介護事業所)
	指定地域密着型通所介護事業所
	まみや倶楽部(認知症対応型通所介護事業所)
	指定通所介護事業所 デイリハくるみ(通所介護事業所)
	指定通所介護事業所 デイリハ三橋(通所介護事業所)
	指定訪問看護事業所 大宮西訪問看護ステーションくるみ(訪問看護事業所)
	指定訪問介護事業所 指定訪問介護事業所くるみ(訪問介護事業所)
	指定短期入所生活介護事業所 茶の木(短期入所生活介護)
	介護老人保健施設 ルサンク湯澤
	通所リハビリステーション
	有料老人ホーム メディカルケアホーム与野中央
	在宅介護支援センター くるみ
	さいたま市西区南部圏域地域包括支援センター くるみ

令和 年 月 日

通所介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 〒331-0061 埼玉県さいたま市西区西遊馬1260-1

代表者名 医療法人 博溟会

理事長 湯澤 俊 印

事業所所在地 〒331-0061 埼玉県さいたま市西区西遊馬1258

事業所名 デイケアセンターみると

通所介護及び介護予防通所介護サービス

指定番号 1170300964

説明者 氏 名 印

私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護等について重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印